

令和4年10月7日

# 静岡地方最低賃金審議会

会長 畑 隆 殿

静岡地方最低賃金審議会 静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 部会長 本庄 淳志

静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情 報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月9日、静岡地方最低賃金審議会において付託された静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

## 公益代表委員

岡谷 典子 社会保険労務士

畑 隆 学校法人常葉大学 常葉大学経営学部 特任教授

本庄 淳志 静岡大学人文社会科学部法学科 准教授

# 労働者代表委員

坂部 友紀 ヤマハ労働組合 書記長

寺岡 康彰電機連合静岡地方協議会 事務局長西崎 秋芳日本労働組合総連合静岡県連合会広報・教育局 国民運動局局長

# 使用者代表委員

齊藤 雅之 三菱電機株式会社静岡製作所 総務部長 鈴木 良則 一般社団法人静岡県経営者協会 専務理事

藤田 綾子 藤田電気株式会社 取締役専務

# 別紙

静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金

- 1 適用する地域 静岡県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理、 補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又 は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デ バイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に 分類されるものに限る。)を営む使用者

- 3 適用する労働者
  - 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
  - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け又は巻線の業務
  - ハ 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 964円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和 4 年 12 月 21 日